

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
舞鶴YMCA国際福祉専門学校		平成27年3月17日		加藤 俊明		〒 625-0036 (住所) 京都府舞鶴市字浜1546-3 (電話) 0773-64-3686		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人京都YMCA学園		平成2年3月30日		野村 武夫		〒 604-8083 (住所) 京都府京都市中京区三条柳馬場東入ル中之町2番地 (電話) 075-255-3287		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
教育・社会福祉	社会福祉専門課程		介護福祉学科		平成28(2016)年度	-	令和8(2026)年度	
学科の目的		高齢者や障害者が自立した生活を送れる社会の実現に向けて、介護福祉士としての介護の専門知識や技術を身につける。						
学科の特徴(取得可能な資格、中退率 等)		介護の専門知識や技術を学び、介護を必要とする人の生活を支える科目(介護、心と身体のしくみ、人間と社会、医療的ケア)をバランスよく配置し、介護福祉士の資格取得を目指す。						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,920 単位時間	990 単位時間	480 単位時間	450 単位時間	0 単位時間
		単位		単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
80 人	28 人		0 人		0 %	0 %		
就職等の状況	■卒業者数(C)		16 人		人			
	■就職希望者数(D)		16 人		人			
	■就職者数(E)		16 人		人			
	■地元就職者数(F)		16 人		人			
	■就職率(E/D)		100		%			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)							
			100		%			
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)							
			100		%			
	■進学者数		0		人			
■その他								
				(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)				
				■主な就職先、業界等				
				(令和6年度卒業生)				
				社会福祉法人大樹会、社会福祉法人博愛福祉会、社会福祉法人成光苑、社会福祉法人空心福祉会、社会福祉法人福知山学園、社会福祉法人与謝野福祉会、社会福祉法人みずなぎ学園、介護老人保健施設すこやかなの森、介護老人保健施設アザレア舞鶴				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:				無			
	※有の場合、例えば以下について任意記載							
		評価団体:		受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL		
当該学科のホームページURL	https://maizuru-c.kyotoymca.or.jp/care-welfare/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数				1,920 単位時間			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				450 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				0 単位時間			
	うち必修授業時数				1,920 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				450 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				0 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				0 単位時間			
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数				0 単位			
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				単位				
うち企業等と連携した演習の単位数				単位				
うち必修単位数				単位				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				単位				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数				単位				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者(専修学校設置基準第41条第1項第1号)				2 人			
	② 学士の学位を有する者等(専修学校設置基準第41条第1項第2号)				0 人			
	③ 高等学校教諭等経験者(専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位(専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人			
	⑤ その他(専修学校設置基準第41条第1項第5号)				1 人			
	計				3 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				3 人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省認可の介護福祉士養成施設において、指定カリキュラムとして示されている内容を網羅したカリキュラムを編成する。さらに、卒業後、円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、その周辺知識においても必要に応じて学習に取り入れていく。さらに実際の福祉現場における専門性や、新たに必要となる実務に関する知識・技術について、職業現場との連携を保ちつつ情報収集を図り、教育課程に反映させる。そのために、業界有識者や福祉施設の実務者等により組織され、年間2回実施する教育課程編成委員会での意見交換や、福祉現場の実習先責任者と教員の懇談会を実施し、その内容を積極的に活用し、学校独自の教育課程を編成するものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教務規程に基づき、教育編成は法令の定める基準により校長が編成する。その過程において、介護福祉士として必要となる現状の福祉現場における専門性の動向や、最新の知識・技術について、校長、校長代理、副校長、教務部長、介護福祉科学科長を含めた学校関係者と、業界有識者や福祉施設の実務者により組織された教育課程編成委員会にて意見交換をする。そのなかから職業現場で要請され、かつ職業教育として有効であると校長が判断した内容について、カリキュラムやシラバスの作成、指定カリキュラムの教授法の工夫や改善などに反映させる。学則の変更を要するカリキュラムの変更については理事会にて決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
瀬野 薫	舞鶴市福祉部福祉企画課	令和7年4月1日～令和8年12月31日(山本氏の残任期間)	①
小山 真澄	社会医療法人社団正峰会サービス付き高齢者向け住宅 グランマーレせいほう	令和7年1月1日～令和8年12月31日(2年)	③
阿部 和博	舞鶴YMCA国際福祉専門学校校長代理	令和7年1月1日～令和8年12月31日	—
中村 彰利	舞鶴YMCA国際福祉専門学校副校長/教務部長	令和7年1月1日～令和8年12月31日	—
吉田 千草	舞鶴YMCA国際福祉専門学校介護福祉学科主任	令和7年1月1日～令和8年12月31日	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年7月31日 10:00～11:00

第2回 令和8年2月12日 10:00～11:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

介護福祉士養成校のため、厚生労働省指定のカリキュラムを変更することはできない。しかし、介護福祉士として施設等で活躍する上で大切な、多職種連携の理解を深める授業として、介護総合演習Ⅱの科目で看護学校との合同授業を行った。実習先との連携をさらに深めるため、実習担当者懇談会実施や実習報告会への施設参加を行う。今後は、実習記録のPC入力活用が検討課題である。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

ケアワークは特定の目的に基づいた体系的な援助活動であり、加齢ないし障害によって種々の問題に直面している他者のために高い倫理性を保持しながら専門的知識と技術に基づき、一定の目的のもとに自己を用いていく実践活動である。こうした実践的専門性を身につけ、自己を用いるためには、特別な教育・訓練により基礎的な知識や技術、心構えを学ぶ必要がある。そのために、学内での講義と演習により、介護福祉士に求められる専門的な知識と技術、専門的実践援助職としての倫理観を身につけると同時に、それを様々な介護場面で行われる個別ケアの観点から、実践の中で検証し、評価し、自己課題を発見し修正する場として、職業現場での実習を不可欠な学習と位置付ける。実習は福祉施設等と協定を結び、必要な日数、時数、学習内容が行われるよう実習環境を整備し、施設及び学校担当者は連携を取りながら進めていく。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

生徒は福祉施設において、実習承諾書(福祉施設実習受け入れ回答書)に基づき、介護福祉士実習指導者講習会を修了した施設の担当職員により指導、援助を受けて実習を行う。教員は実習先を定期的に巡回し、施設の担当職員より報告を受け、監督・助言を行い、生徒が施設において適切な実習が行えるように指導する。教員は各実習先より報告される日常業務の遂行状況と実習評価、及び生徒の自己評価と発表の内容等を総合的に判断し、学習成果として評価する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
実習Ⅰ(実習Ⅰa)	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	認知症の理解Ⅰで学んだ認知症に関する基礎知識を基に認知症のある人の特性を理解し、本人及び家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。認知症に関連した制度を学び「多職種や地域の人と連携し地域で認知症のある人を支える。」という事を理解し考察することができる。	特別養護老人ホーム博愛苑、特別養護老人ホーム安寿苑、特別養護老人ホームやすらぎ苑、特別養護老人ホーム真愛の家寿荘、介護老人保健施設アザレア舞鶴 合計32
実習Ⅰ(実習Ⅰb)	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	障害の基礎的理解として、障害の概念や障害福祉の基本理念、さらに障害の医学・心理的側面、障害のある人の生活支援について学ぶ。Ⅰにおいては肢体不自由・内部障害・視覚聴覚言語障害を中心に、関連法規を含めて学ぶ。	
実習Ⅰ(実習Ⅰc)	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	障害のある人の心身の特徴、ライフステージに応じた支援、家族への支援、障害者福祉制度や社会資源の利用、多職種連携協働のあり方について学ぶ。Ⅱにおいては知的障害・精神障害及び連携・協働を中心として学ぶ。	
実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	こころとからだのしくみⅠの基礎を基に、対象者の入浴や清潔、排泄、睡眠など生活支援と介護の実践との関係を学ぶ。そこから、介護の実践に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころとからだのしくみについて学びを深める。	

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員の指導力等を向上させ、専門的知識や技能の質を保証するために、研修を大切な事項として位置づけ、教職員は学校法人京都YMCA学園教員研修規程に基づき研修を受ける。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 令和7年度全国教職員研修会

連携企業等： 日本介護福祉士養成施設協会

期間： 令和7年10月31日、11月1日

対象： 協会員

内容 未来を見据えた介護福祉士の魅力というテーマで、介護事業所との連携や介護福祉士養成の今後の展開を討議した。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 学びの意欲を高める工夫

連携企業等： なし

期間： 令和7年6月6日

対象： 本校教員

内容 元高等学校校長と現役高校教員を講師として行った。専任・非常勤の教員9人が参加した。元校長から、実体験に基づいた生徒とのかかわり方や考え方の講演を行い、現役高校教員や本校の教職員が現在抱えている課題を共有し、話し合いを行った。

研修名： 令和7年度「教員研修会」

連携企業等： (一社)京都府専修学校各種学校協会

期間： 令和7年9月13日

対象： 教員

内容 中退を防ぐ学修支援とデータ活用というテーマで、中退の予兆を早期に発見し、学びに困難を抱える学生への実効性のある支援方法を理解する。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	実習施設懇談会	連携企業等:	本校連携福祉施設
期間:	令和8年11月頃	対象:	本校連携福祉施設の 実習担当者及び本校 教員
内容	実習における連携施設の要望、指導内容、課題などを聞き、意見交換や課題の解決を図る。実習全般の説明や質疑応答で、連携施設と学校の連携を図る。		
研修名:	令和8年度全国教職員研修会	連携企業等:	日本介護福祉士養成施設協会
期間:	令和8年10月29日、30日	対象:	協会員
内容	地域包括ケアを創る介護福祉士 ～多様な場面で創意工夫できる専門職育成～というテーマの基調講演の他、外国人留学生に関する内容について等、現状の課題を意識された内容で予定されている。		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	学園学科教員研修会	連携企業等:	京都YMCA国際福祉専門学校
期間:	令和8年8月25日	対象:	教員
内容	両校の現状共有、指導力向上研修や介護分野の動向をに関する勉強会		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

質の高い専門家の養成のために、専修学校における学校評価のガイドラインに基づき、自己評価をしながら学校運営を行う。学校運営について、学校関係者評価委員会において評価を行い、評価結果を教育活動その他の学校運営の改善に繋げていく。学校評価の結果は、ホームページ等で公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	・理念・目的・育成人材像は定められているか (専門分野における職業教育の特色は何か) ・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ・理念、目的、育成人材像、特色、将来構想などが生徒保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2)学校運営	・目的等に沿った運営方針が策定されているか ・事業計画に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務、財務等の組織整備など意識決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	・教育理念等に沿った教育課程の編成実施方針等が策定されているか ・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 ・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ・キャリア教育実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫開発などが実施されているか。 ・関連分野の企業関係施設等、業界団体等の連携により、カリキュラムの作成見直し等が行われているか ・関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技実習等)が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施評価体制はあるか ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価単位認定の基準は明確になっているか ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・関連分野における業界との連携において優れた教員(本務兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ・関連分野における先端的な知識技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか ・職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4)学修成果	・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。

(5) 学生支援	・進路就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか 高校、高等専修学校等との連携によるキャリア教育職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	・施設設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学内外の実習施設、インターンシップ、研修旅行等について十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ・学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ・予算収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適正に行われているか ・財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献地域貢献を行っているか ・生徒のボランティア活動を奨励、支援しているか ・地域に対する公開講座教育訓練（公共職業訓練等）の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価の結果を受け、本校の取り組む課題が明確になった。主に、①学習成果（介護福祉士）の継続的な活躍を図るため、同窓会などの交流できる環境を整えること、②学生の受入れ募集は、高校との連携を強めるとともに幅広い層へのPRを行うことなどである。①については、学園祭や就職フェスタに同窓生を招待し交流の機会を設けることとし、②については、積極的な高校訪問を今後も続けるとともに、高校の教育活動等の委員に参画し高校と専門学校の接続を推進することとなった。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
仲川 真広	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会 事務局長	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年）	企業等委員
吉岡 達也	聖ヨゼフ学園日星高等学校 教頭	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年）	企業等委員
田向 優香	舞鶴YMCA国際福祉専門学校介護福祉学科 卒業生	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年）	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

（例）企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

（ホームページ・広報誌等の刊行物・その他（ ））

URL: <https://kyoto-c.kyotoymca.or.jp/overview/disclose/>

公表時期: 未定（2025年度の評価委員会が未開催の為、開催後に公開する）

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校理念・教育目標、具体的な教育活動、学校評価に関する委員会の活用状況などを、広く提供できる学校ホームページを通じて情報提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標及び特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	・入学者に対する受入れ方針及び入学者数、定員、在籍者数 ・カリキュラム、時間割及び年間授業計画 ・進級、卒業の要件及び評価基準 ・学習の成果として取得を目指す資格等・合格実績 ・卒業生数、卒業後の進路(就職者数、主な就職先)
(3)教職員	・教職員数 ・教員の専門性
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・キャリア教育・実習、実技等への取組状況 ・就職支援等への取組等
(5)様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況 ・課外活動
(6)学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7)学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い(金額、納入時期等) ・活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金等の案内)
(8)学校の財務	・正味財産増減計画書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・正味財産増減計画書 ・貸借対照表 ・財産目録
(9)学校評価	・自己評価、及び評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(事業報告書))

URL: <https://kyoto-c.kyotoymca.or.jp/overview/disclose/>

公表時期: 令和8年7月31日

授業科目等の概要

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			介護の基本Ⅰ	介護の歴史的な経過から、その成り立ちや考え方を理解し、介護福祉士として、支援を行うための視点について学ぶ。	1前	30	0	○			○			○	
2	○			介護の基本Ⅱ	介護福祉の理念、介護を受けて生活する人とその生活、地域の中での生活の継続性を支援するしくみを学ぶ。	1前	30	0	○			○		○		
3	○			介護の基本Ⅲ	介護にたずさわる人がもつべき職業倫理について学ぶ。介護を展開するうえでかわりの深い「自立支援」「ＩＣＦ」「リハビリテーション」「介護予防」の考え方について学ぶ。	1後	30	0	○			○			○	
4	○			介護の基本Ⅳ	介護実践において介護福祉士の専門性として理解しておきたい「連携」「協働」のしくみと役割を学ぶ。	2前	30	0	○			○			○	
5	○			介護の基本Ⅴ	感染管理、リスクマネジメント、介護者の健康管理について理解を深める。	2後	30	0	○			○			○	
6	○			介護の基本Ⅵ	生活支援（自立支援や尊厳を守るケア、自己実現）について考え、介護観を築くための基礎知識を修得する。	2後	30	0	○			○			○	
7	○			コミュニケーション技術Ⅰ	コミュニケーションの成り立ちを学び、対人援助の専門職として必要な援助的コミュニケーションの実践能力を付けるための学習とする。	1前	30	0	○			○			○	
8	○			コミュニケーション技術Ⅱ	コミュニケーション障害の理解と援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解すると共に利用者や利用者家族、さらに多職種協働におけるコミュニケーション能力を付けるための学習とする。	1後	30	0	○			○			○	
9	○			生活支援技術Ⅰ	介護福祉士として必要な、基本的な生活支援の知識・技術を学ぶ。	1前	30	0		○		○			○	
10	○			生活支援技術Ⅱ	生活支援技術Ⅱを発展させ、介護福祉士として必要な、基本的な生活支援の知識・技術を学ぶ。	1前	30	0		○		○			○	
11	○			生活支援技術Ⅲ	生活支援技術Ⅰ・Ⅱを基礎に、介護福祉士として必要な基本的な知識、技術を学ぶ。	1後	30	0		○		○		○		
12	○			生活支援技術Ⅳ	生活支援技術Ⅰ・Ⅱを基礎に、介護福祉士として必要な基本的な知識、技術を学ぶ。	1後	30	0		○		○		○		
13	○			生活支援技術Ⅴ	自立に向けた家事の意義と活用について基礎的な知識・技術を学ぶ。	1前	30	0		○		○		○		
14	○			生活支援技術Ⅵ	事例検討・事例作成を通じて個々のニーズにあった生活支援ができるよう、知識・技術を習得する。	2前	30	0		○		○		○		
15	○			生活支援技術Ⅶ	聴覚障害に対する理解を深め、支援者としてどのようにサポートしていくかを学ぶ。視覚障害に対する理解を深め、支援者としてどのようにサポートしていくかを学ぶ。	2前	30	0		○		○			○	
16	○			生活支援技術Ⅷ	事例検討・事例作成を通じて個々のニーズにあった生活支援ができるよう、知識・技術を習得する。	2前	30	0		○		○		○		
17	○			生活支援技術Ⅸ	基本介護技術の総復習と捉え、国家試験に準じた実技試験の合格をめざし、技術を習得する。	2後	30	0		○		○		○		
18	○			生活支援技術Ⅹ	基本介護技術の総復習と捉え、国家試験に準じた実技試験の合格をめざし、技術を習得する。高齢者・障害者施設等の現場で活用できるレクリエーションの実際を体験・立案し、自己表現力を身につける。	2後	30	0		○		○		○		
19	○			介護過程Ⅰ	介護を必要とする方が自分らしく充実した生活を送れるよう、一人ひとりに必要な援助とは何かを考え、個別介護計画を立案し、援助を実施、評価していく一連のプロセスを介護過程の基礎知識や思考過程を学ぶとともに、事例を用いた演習を通して介護過程の具体的な展開方法を学ぶ。	1後	30	0	○			○		○		

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
20	○			介護過程Ⅱ	介護を必要とする方が自分らしく充実した生活を送れるよう、一人ひとりに必要な援助とは何かを考え、個別介護計画を立案し、援助を実施、評価していく一連のプロセスを介護過程の基礎知識や思考過程を学ぶとともに、事例を用いた演習を通して介護過程の具体的な展開方法を学ぶ。	1後	30	0	○			○		○		
21	○			介護過程Ⅲ	介護過程Ⅰ、Ⅱでの学習を基盤とし、施設利用者及び在宅要支援者に対して介護過程を展開するための基礎的な実践（アセスメント・計画・評価）能力を習得する。	2前	30	0	○			○		○		
22	○			介護過程Ⅳ	介護過程Ⅰ、Ⅱでの学習を基盤とし、施設利用者及び在宅要支援者に対して介護過程を展開するための基礎的な実践（アセスメント・計画・評価）能力を習得する。	2前	30	0	○			○		○		
23	○			介護過程Ⅴ	利用者の自立に向けた介護過程の展開を行うために、介護過程の一連のプロセスについて、論理的な思考のもとで考え立案、実施、評価できるようになり、最善のケアを求めて検討し探求する。	2後	30	0	○			○		○		
24	○			介護総合演習Ⅰ	介護実習の準備や振り返りを行い、各領域で学んだ知識と技術を統合し、働くための技術や実践力を身につける。	1通	60	0		○		○		○		
25	○			介護総合演習Ⅱ	介護実践に必要な知識と技術の統合を行うとともに、介護観を形成し、専門職としての態度を学ぶ。	2通	60	0		○		○		○		
26	○			介護実習Ⅰ	オリエンテーション、見学、利用者及び家族とのコミュニケーション、及び基本的な介護技術の実践等を通して、様々な施設及び事業の実態、及び利用者の理解を深める。	1通	280	0			○		○	○		○
27	○			介護実習Ⅱ	実習指導者の指導の下において、個別の利用者につき介護過程を展開し、具体的な介護サービスを総合的・計画的に提供できるよう理解を深める。総まとめの実習でもあり、自己の介護福祉観を深める。	2通	170	0			○		○	○		○
28	○			発達と老化の理解Ⅰ	介護を必要とする人の理解を深める為、人間の成長と発達の観点から人の一生について理解する。ライフサイクル各期における身体的・心理的・社会的特徴と発達を踏まえ各段階に応じた生活支援の在り方を学ぶ。	1前	30	0	○			○		○		
29	○			発達と老化の理解Ⅱ	発達の観点から老化を理解し、老化に伴う身体的・心理的・社会的な変化や疾病と生活への影響等生活を支援するための基礎的な知識を学ぶ。	1後	30	0	○			○		○		
30	○			認知症の理解Ⅰ	認知症を取り巻く状況、認知症ケアの歴史や理念などについて学ぶ。認知症の原因となる主な疾患や症状の特徴を学び、それらによって引き起こされる機能の変化や日常生活への影響について理解する。	1後	30	0	○			○		○		
31	○			認知症の理解Ⅱ	認知症の理解Ⅰで学んだ認知症に関する基礎知識を基に認知症のある人の特性を理解し、本人及び家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。認知症に関連した制度を学び「多職種や地域の人と連携し地域で認知症のある人を支える。」という事を理解し考察することができる。	2前	30	0	○			○		○		
32	○			障害の理解Ⅰ	障害の基礎的理解として、障害の概念や障害福祉の基本理念、さらに障害の医学・心理的側面、障害のある人の生活支援について学ぶ。Ⅰにおいては肢体不自由・内部障害・視覚聴覚言語障害を中心に、関連法規を含めて学ぶ。	1後	30	0	○			○		○		
33	○			障害の理解Ⅱ	障害のある人の心身の特徴、ライフステージに応じた支援、家族への支援、障害者福祉制度や社会資源の利用、多職種連携協働のあり方について学ぶ。Ⅱにおいては知的障害・精神障害及び連携・協働を中心として学ぶ。	2後	30	0	○			○		○		
34	○			こころとからだのしくみⅠ	介護福祉士として、生活支援を行うために、人体の構造や機能についての基礎知識を学ぶ。	1前	30	0	○			○		○		

	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
35	○			こころとからだのしくみⅡ	こころとからだのしくみⅠの基礎知識を基に、対象者の身じたくや食事などの生活支援と介護の実践との関係を学ぶ。そこから、介護の実践に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころとからだのしくみについて学びを深める。	1前	30	0	○			○		○			
36	○			こころとからだのしくみⅢ	こころとからだのしくみⅠの基礎を基に、対象者の入浴や清潔、排泄、睡眠など生活支援と介護の実践との関係を学ぶ。そこから、介護の実践に必要な観察力、判断力の根拠となる人間のこころとからだのしくみについて学びを深める。	1後	30	0	○			○		○			
37	○			こころとからだのしくみⅣ	終末期に関連した生活支援技術を実践するために、終末期に関連したこころとからだのしくみを理解するとともに看取りにおける介護の視点と対応について理解する。	2前	30	0	○			○		○			
38	○			人間の尊厳と自立	人間とはどのような生き物か理解を基に、人間の尊厳、人権・権利擁護について学び、人間にとって自立とは何か、自立支援と尊厳ある介護の関連の理解につなげる。	1後	30	0	○			○		○			
39	○			人間関係とコミュニケーションⅠ	自己理解、他者理解を踏まえ、人間関係構築におけるコミュニケーションの重要性を学び、援助を必要とする人々との人間関係の形成について学ぶ。	1前	30	0	○			○		○			
40	○			人間関係とコミュニケーションⅡ	対人援助支援として他者との人間関係形成について考察する。介護実践で求められるマネジメントについて学ぶ。	2前	30	0	○			○		○			
41	○			社会の理解Ⅰ	福祉や医療・保険・年金などの社会制度があることで、私たちは安心して生活することができる。介護保険利用者やその家族を取り巻く社会や生活のしくみ、また支援に必要な社会制度や社会福祉について学ぶ。	1前	30	0	○			○		○			
42	○			社会の理解Ⅱ	社会福祉に係る個別の法律や制度が果たす役割について学ぶ。	2後	30	0	○			○			○		
43	○			ホスピタリティマナー	社会人として身につけておくべきマナーの基礎を実践を交えながら修得する。	1前	30	0	○			○			○		
44	○			就職対策	就職活動に必要な基礎知識を身につけます。また、自己の価値観や強みを明確にした上で、自己PR文の作成や模擬面接など、実践的な課題に取り組む。	2前	30	0	○			○			○		
45	○			学習支援演習	国家試験に向け垂れ対策を行う。過去問題や模擬試験の実施を中心に行之、ご解答について補足説明を行う。	2後	30	0	○			○		○			
46	○			医療的ケアⅠ	医療的ケアに関連する法律や制度について学ぶ。対象者ご本人や家族の気持ちについて理解した上で、医療的ケアを安全かつ適切に実施するための知識を理解し習得する。	2前	30	0	○			○		○			
47	○			医療的ケアⅡ	対象者ご本人や家族の気持ちについて理解した上で、医療的ケアを安全かつ適切に実施するための知識を理解し習得する。	2前	30	0	○			○		○			
48	○			医療的ケアⅢ	介護現場における医療的ケアの必要性を理解し、医療的ケアを安全・適切に実施できるようになるため、必要な知識と技術を学ぶ。	2後	30	0		○		○		○			
49	○			医療的ケアⅣ	護現場における医療的ケアの必要性を理解し、医療的ケアを安全・適切に実施できるようになるため、必要な知識と技術を学ぶ。	2後	30	0		○		○		○			
合計					49	科目		1920									単位（単位時間）

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：必修の全科目で、可以上の履修が認定されること。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：必修の全科目において、各学期末に試験及び平常の学習・出席状況、レポート提出等の所定の基準を満たすこと	1 学期の授業期間	15 週

- （留意事項）
- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
 - 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。